

令和7年6月17日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾・松屋

建設業法違反行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

名 称 株式会社 ライムインモト
許可番号 知事許可 第000721号
所 在 地 諫早市貝津町2071-7

2. 指名停止の期間

令和7年6月18日から令和7年8月17日(2か月間)

3. 指名停止の理由

(株)ライムインモトは、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが判明した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年6月13日に長崎県から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領
第2条「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当